

第1 目的

この規程は、法令及び東京都教育委員会規則等の定めるところに従い、東京都立小金井北高等学校(以下「本校」という。)の管理運営に関し、必要な基本的事項を定め、円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

第2 事案決定

本校における事案決定は、東京都立学校事案決定規程等に基づき、原則として文書により行う。

第3 校長

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4 副校長

- 1 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、及び校務を整理する。
- 2 副校長は、校長の命を受け、所属職員(経営企画室の所属職員を除く。)を監督し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。

第5 主幹教諭

- 1 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。
- 2 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員(経営企画室の所属職員を除く。)を監督する。
- 3 主幹教諭は、校長が必要に応じ招集する主幹会議に出席する。

第6 主任教諭及び主任養護教諭

主任教諭又は主任養護教諭は、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭又は養護教諭の職として、以下の役割を担う。

- 1 校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割
- 2 指導・監督層である主幹教諭の補佐
- 3 同僚や若手教員への助言・支援などの指導的役割

第7 経営企画室長

経営企画室長は、校長の命を受け、経営企画室の事務を統括処理する。

第8 校務分掌組織

校務に関する分掌組織は、次のとおりとする。(ただし、特別の事情のあるときは、その一部を置かないことができる。)

1 部

教務部、生徒・保健部、進路・学力向上部及び総務部を置く。

「各部の所掌内容」

- (1) 教務部：教育課程の編成及び実施、教科書及び教材の取り扱い、年間行事計画、表簿関係、成績関係の管理、時間割、入学者選抜など教務に関すること、情報セキュリティ及び個人情報保護に関すること
- (2) 生徒・保健部：生徒指導、教育相談等の生活指導の他、生徒会指導、学校行事や集会の指導等に関すること、生徒の健康管理、学校の環境整備、教職員の厚生関係に関するこ

と、保健及び美化に関する生徒指導、校医・薬剤師や関係諸機関との渉外等の保健活動に関すること

- (3) 進路・学力向上部：進路計画、テスト検査関係、進路情報の収集及び広報活動、進路相談及び進路指導、上級学校・職安・その他関係する事業所等との渉外等の進路に関すること、新学習指導要領や新テスト等の調査・研究、データ分析に基づいた教科指導の一層の工夫・改善、先進校視察を通じた新しい指導方法等の吸収、校内研修による教員の意識向上、生徒・保護者への情報提供等に関すること
- (4) 総務部：学校要覧・諸表簿等の準備、記録。式典関係、防火防災、学校行事、PTA関係、広報等の庶務全般、国際交流関係及び図書館運営・管理の他に、芸術鑑賞教室の企画等の視聴覚教育に関すること

2 学 年

第1学年、第2学年及び第3学年を置く。

3 教 科

- (1) 国語、地理歴史・公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭、情報及び人間と社会を置く。なお、人間と社会は週時程に位置づけた総合的な探究の時間で代替する。
- (2) 国語、地理歴史・公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭、及び情報に教科主任を置く。

4 企画調整会議

5 職員会議

6 教科会

教科主任を置く教科に教科会を置く。教科会は教科主任が招集する。なお、教科主任は、校長が招集する教科主任会議に出席する。

7 委員会

入学者選抜選考委員会、防火防災安全委員会、防災教育推進委員会、安全衛生委員会、教育課程委員会、教科書選定委員会、総合（探究）委員会、国際理解教育推進委員会、学校保健委員会、施設検討委員会、省エネ委員会、学校いじめ対策委員会、ICT委員会を置く。

「各委員会の所掌内容」（構成は別に定める。）

- (1) 入学者選抜選考委員会：「推薦に基づく選抜」及び「学力検査に基づく選抜」において、その実施に関する事務を行う他、合格候補者の決定、小論文問題の作成など選抜に関すること
- (2) 防火防災安全委員会：防火防災の管理、防災計画などの立案・実施及び生徒の安全に関すること、及び防災教育推進委員会の業務に関すること
- (3) 安全衛生委員会：教職員の健康安全衛生に関すること
- (4) 教育課程委員会（教科主任会）：現行教育課程の検討と改善に関すること
- (5) 教科書選定委員会：教科書の調査研究等、教科書選定に関すること
- (6) 総合（探究）委員会：教科「総合的な探究の時間」や探究活動の推進に関すること
- (7) 国際理解教育推進委員会：海外学校間交流事業等の国際理解教育の推進に関すること
- (8) 学校保健委員会：生徒の健康づくり等に関すること、合理的配慮やメンタルケア等の生徒への支援に関すること
- (9) 施設検討委員会：校内の施設の管理に関すること
- (10) 省エネ委員会：校内の省エネルギー対策に関すること
- (11) 学校いじめ対策委員会：本校のいじめ防止に関すること
- (12) ICT委員会：Teams・Classi・ホームページ・ネットワークの管理に関すること

8 外部専門機関との連携組織

「学校運営連絡協議会」「防災教育推進委員会」「学校サポートチーム」を置く。

9 部活動の指導

教育活動の一環として部活動を設置し、適切に運営する。部活動に関する事項については生徒部の所掌とし、各部活動の指導業務は、当該部活動の指導を分掌する職員及び指導

を委嘱された者が行う。

10 情報セキュリティ及び個人情報保護

情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事項については、教務部の所掌とする。

11 その他

校長が必要と認めたときは、その他の分掌組織を置くことができる。

第9 経営企画室組織

経営企画室の事務は、経営、庶務、経理及び施設その他の事務とする。

第10 企画調整会議

1 目的

企画調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校運営方針に基づき、学校全体の業務に関する企画立案及び連絡調整、各分掌組織間の連絡調整、職員会議における議題の整理、その他校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校運営を推進する。

2 構成員

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、各部主任及び各学年主任とする。

3 開催

定例会は、原則として毎週一回開催する。

4 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

5 その他、必要な事項は、校長が定める。

第11 職員会議

1 目的

職員会議は、校長の補助機関として、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。

(1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。

(2) 校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を聞くこと。

(3) 校長が所属職員等相互の連絡を図ること。

2 構成員

常勤の教職員。ただし、校長が認めた場合は他の職員も参加できる。

3 開催

定例会は、原則として月2回開催する。

4 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

5 司会

校長が選任する。

6 記録

校長が記録者を選任する。記録者は、会議の要旨を会議録として取りまとめ、会議終了後、直ちに会議録を校長に提出し、会議の要旨が正確に記載されているかの確認を受けなければならない。

7 運営

(1) 報告、意見聴取及び連絡に関する事項は、企画調整会議を経た上、事前に資料を添付し副校長に提出する。

(2) 校長の意思決定に資するため、職員会議において、必要に応じて構成員の意見を聞くことはあるが、校長の意思決定を拘束するものではない。

第12 教科会

1 目的

教科主任が中心となって、各教科における指導の目標、方針の共有及び授業進度の調整並びに教科指導に関する人材育成を円滑に進める体制を確保するため、校務分掌組織の一つとして教科会を設置する。

2 所掌事項

- (1) 教科別の具体的な学習目標の策定及び検証に関すること。
- (2) 「年間授業計画」に関すること。
- (3) 各教員が作成する「週ごとの指導計画」の点検に関すること。
- (4) 授業の進度や指導内容の確認に関すること。
- (5) 定期考査及び学習評価に関すること。
- (6) 教科書選定に関すること。
- (7) 教務部との連絡・調整に関すること。
- (8) 組織的な教科指導において、校長が特に必要と認めること。
- (9) 教科指導力の向上に必要なOJTに関すること。

3 構成員

同一教科の全ての常勤の教員とする。

4 開催

定例的な教科会を、月1回開催する。

年間計画に基づく教科会を、年間授業計画策定時（年1回）、定期考査前（年5回）、成績評定前（年3回）、OJT関係実施時期（年3回）に開催し、各学期開始前までに開催日を決定する。

その他、必要に応じて臨時の教科会を開催する。

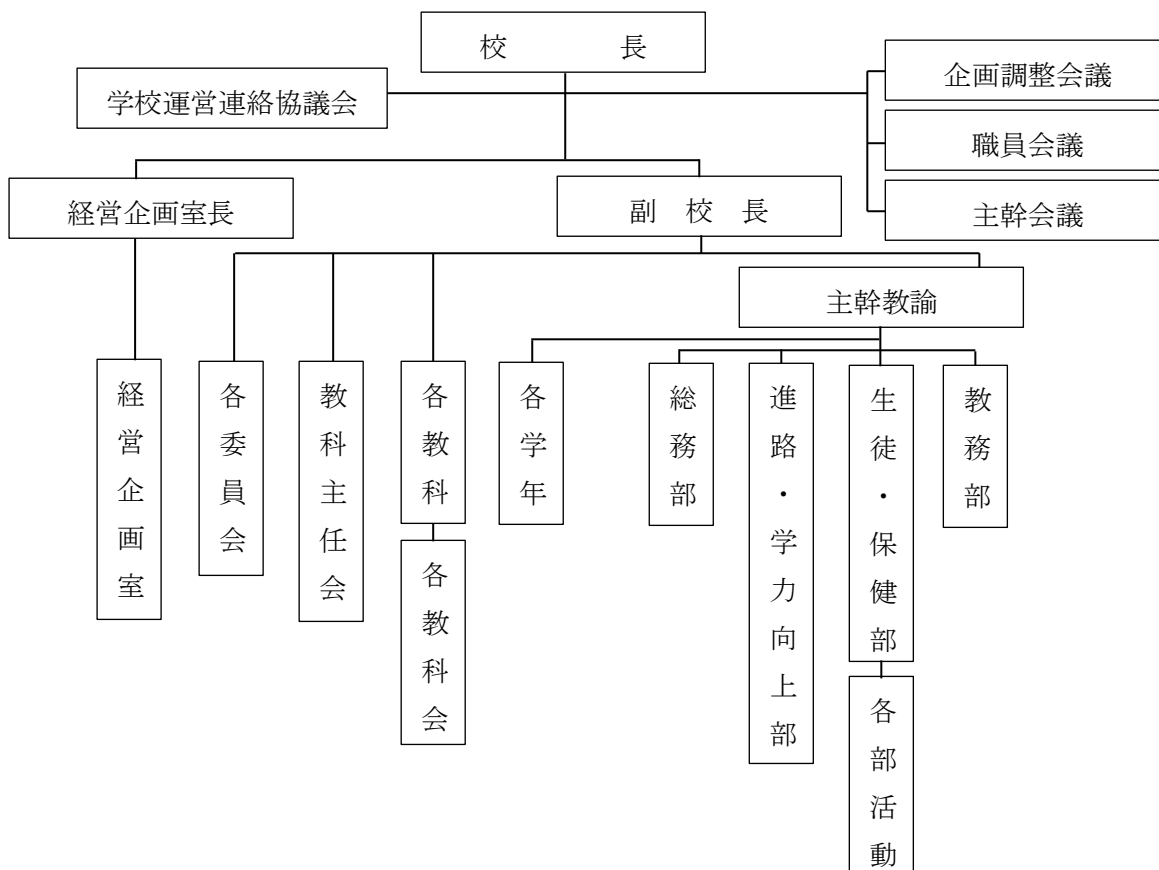
5 招集

教科会は、教科主任が招集する。

教科主任は、校長、副校長に、教科会の開催状況を報告する。

第13 分掌組織図

分掌組織図は、次のとおりとする。



第14 人事

分掌組織を構成する人事については、東京都教育委員会の権限に属するもののほかは、校長が定める。

第15 予算

校内予算の構成等については、「東京都立学校の予算編成等に係る規程」に基づき、適正かつ効率的な運営を図る。

第16 校内規定

校長は、この規程に基づき、その他の校内規定を定める。

この規程の施行日に本校に存在する校内規定のうち、法令、東京都教育委員会規則・通達及びこの規程に反するものは、その効力を失う。

第17 情報開示

この規程及びその他の校内規定については、保護者及び都民等の閲覧に供することができるよう整備する。

第18 学校運営連絡協議会

1 名称

この会の名称を「東京都立小金井北高等学校運営連絡協議会」（以下「協議会」という）とする。

2 目的

本校の学校運営や教育内容について、保護者や地域社会の意向や希望を的確に把握し反映するとともに、学校自らが学校に関する情報を積極的に発信し理解を求め協力を得る体制をつくることを目的とする。

3 組織

- (1) 校長のほか、協議委員と内部委員で構成する。協議委員は校長が推薦し教育委員会が委嘱する。内部委員は校長が選任し委嘱する。
- (2) 協議委員：保護者代表2名、同窓会代表1名、地域住民代表2名、近隣中学校長1名、地域官公署等協議会（二水会※）代表2名、近隣大学関係者1名の9名とする。
- (3) 内部委員：副校長1名、教務部主任1名、生徒・保健部主任2名、進路・学力向上部主任1名、総務部主任1名及び経営企画室長1名の7名とする。
- (4) 委員の任期は第1回協議会開催日から当該年度末までとする。
- (5) 協議会内に、学校評価委員会を置く。
- (6) 学校評価委員会は、生徒、地域住民等に広く意見を求め、外部評価活動等を行う。
- (7) 学校評価委員会の委員は、協議会の委員の中から校長が委嘱し、次の通りとする。

副校長、主幹教諭2名、及び協議委員3名

4 役員・運営

- (1) 会長1名、副会長2名、学校評価委員会委員長1名、事務局長1名を置く。
- (2) 会長は校長、副会長は副校長並びに、協議委員互選によって1名を充てる。
- (3) 学校評価委員会委員長は校長が選任する。事務局長は教務部主任とする。
- (4) 事務局を置き、会務を整理・運営する。
- (5) 事務局は副校長、経営企画室長、主幹教諭2名で構成する。

5 活動内容

協議会は次の活動を行う。

- (1) 学校の運営方針や教育活動等に関する助言等
 - (2) 学校・家庭・地域の協力・連携に関する助言等
 - (3) 学校評価に関すること
 - (4) その他協議会において協議を要すること
- 6 開催回数
年3回開催する。

※ 参考 …… 地域官公署等協議会（二水会）

小金井市長、東京ガス(株)多摩支店長、小金井消防署長、小金井郵便局長、都立多摩科学技術高等学校兼都立小金井工業高等学校長、警視庁運転免許本部長、警視庁府中運転免許試験場長、府中小金井保健所長、J R武蔵小金井駅長、J R東小金井駅長、総務省通信総合研究所長、都立小金井公園管理事務所長、江戸東京たてもの園長、小金井警察署長、東京学芸大学事務局長、東京農工大学工学部長、都立小金井特別支援学校長、東京都生活実習センター署長、都立小金井北高等学校長

附則 この規程は、平成11年1月1日から施行する。

附則 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成15年4月4日から施行する。

附則 この規程は、平成17年6月10日から施行する。

附則 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成19年5月11日から施行する。

附則 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附則 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和5年4月3日から施行する。

附則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。